

福祉手当のお知らせ



重度障害者 福祉手当

【要件】

- ① 次の①～④のすべてに該当する人
- ② 在宅で常時床についている状態または外出困難な状態
- ③ 家族などほかの人の介護を必要とする程度の障がい
- ④ 次のいずれかの手帳を持っている人

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】 月額3,000円

※次に該当するときは支給対象外です。

- ① 特別障害者手当、経過福祉手当（いずれも国の手当）または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格があるとき
- ② 病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

【支給月】 年2回（4月・10月）

【受給の請求】 本人からの請求により支給しますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

重度障害児 福祉手当

【要件】 ①②の両方に該当する人

- ① 3歳以上20歳未満の人
- ② 次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者

- 身体障害者手帳1～3級
- 療育手帳A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
- 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】 月額5,000円

※障害児福祉手当（国の手当）の受給資格があるときは支給対象外です。

【支給月】 年2回（4月・10月）

【受給の請求】 保護者からの請求により支給します。

状況届の提出をお忘れなく！

現在、重度障害者福祉手当・重度障害児福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

【提出期限】 9月28日（金）

※期限厳守

寝たきり高齢者等 福祉手当

【対象者】 在宅で次のいずれかの状態が6カ月以上継続している65歳以上の人

- 介護保険で要介護4または要介護5と認定された人
- 自立した生活が困難な重度の認知症の人

- ※次に該当するときは支給対象外です。
- ① 特別障害者手当・経過福祉手当（いずれも国の手当）または重度障害者福祉手当（市の手当）の受給資格があるとき
- ② 病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき

【支給額】 月額3,000円

【支給月】 年2回（4月・10月）

【受給の請求】 本人または扶養義務者からの請求により支給します。

【状況届】 現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために状況届を必ず提出してください。

【提出期限】 9月28日（金） ※期限厳守

【提出先・問い合わせ】

介護高齢福祉課
☎ 22・9634 FAX 26・3950
各支所住民福祉課

【提出先・問い合わせ】 障がい福祉課 ☎ 22・9656 FAX 22・9662 各支所住民福祉課

東日本大震災への義援金の受け入れ状況

日本赤十字社の受け入れ期間が9月30日までの予定でしたが、平成25年3月31日（日）までに延長となりました。

引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

【義援金総額】 62,096,296円

（平成23年3月14日～平成24年8月23日）

⇒日本赤十字社へ送金

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて被災された方々にお届けします。温かいご支援ありがとうございます。今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

【義援金箱の設置場所】

本庁南庁舎玄関ロビー・厚生保護課・各支所

【問い合わせ】

厚生保護課

☎ 22-9650 FAX 22-9661

子宮頸がん予防ワクチンの助成期間は平成25年3月31日までです。

市では、中学校1年生(13歳相当)から高校1年生(16歳相当)までの女子に、子宮頸がん予防ワクチンの費用の助成を実施しています。

この助成実施期間は平成25年3月31日までです。子宮頸がん予防ワクチンは6カ月間に3回接種することで効果が得られます。そのため接種を希望する人は、9月末までに、1回目の接種をしてください。

【助成対象者】

平成8年4月2日から平成12年4月1日の間に生まれた女子で、接種日に市内に住民票のある人

【助成期限】 平成25年3月31日(日)

※期間内にワクチンを3回接種するためには、平成24年9月末までに1回目の接種をしてください。

【助成内容】

子宮頸がん予防(HPV)ワクチンにかかる接種費用の全額(無料で接種できます。)

【接種回数】

6カ月の間に3回

【実施機関】

県内の指定医療機関(市内の実施医療機関は広報いが市4月1日号または市ホームページをご覧ください。)

【注意事項】

※接種日時など、直接医療機関にご確認いただき、必ず予約してから予防接種を受けてください。予診票は市内医療機関で準備されています。

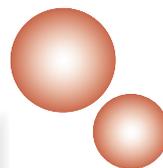
※接種は三重県内の指定医療機関でできます。ただし、市外での接種を希望する人は、事前に健康推進課へご連絡ください。(予診票をお渡しします。)県外の医療機関で接種した場合は全額自己負担となります。

※この予防接種はあくまでも任意接種ですので、効果や副反応などについて医師とよく相談した上で接種してください。

【問い合わせ】

健康推進課

☎ 22-9653 FAX 22-9666



知っていますか？

「障害者虐待防止法」

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が平成23年6月17日に成立し、平成24年10月1日から施行されます。「障害者虐待防止法」は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。

対象となる障がい者とは

- 身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)のある人
- そのほか心身の障がいや社会的な障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

障がい者虐待の種類

- 養護者(世話をする家族や親族、同居人)による虐待
- 障害者福祉施設従事者などによる虐待
- 使用者(障がい者を雇用している事業主)による虐待
- **こんなことが虐待になります。**
- 身体的虐待: 身体に傷や痛みを与えること
- や身体的動きを抑制すること

障がい者虐待防止啓発講演会を開催します。

市民の皆さんに障がい者の虐待防止について広く知っていただくため、講演会を開催します。

【とき】 10月7日(日) 午後2時～

【ところ】 ゆめぼりすセンター2階 大会議室

※手話通訳・要約筆記・磁気誘導ループあり

【演題】 障がい者への虐待防止について

【講師】 ㈱WithAWill 市川知律さん(社会福祉士)



虐待に気づいたら通報を!

障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。虐待に気づいたらすみやかに障がい福祉課へ通報してください。通報者の個人情報を守られます。

【通報先・問い合わせ】 障がい福祉課

☎ 22・9656～9657 FAX 22・9662

